

有価証券報告書の作成要領について

(平成 19 年 3 月期)

(財) 財務会計基準機構
企画部 グループ長 藤代 和久

1. はじめに

(財) 財務会計基準機構は、去る 4 月 3 日から 13 日まで、全国 9 ヶ所で 11 回にわたり、平成 19 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出を前提とした「有価証券報告書の作成要領 (平成 19 年 3 月期提出用)」(以下「テキスト本」という。)に基づき、作成上の留意点について解説セミナーを開催した。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等が相次ぎ公表されて、これらは会社法施行日以後終了する中間連結会計期間(中間会計期間)に係る中間連結財務諸表(中間財務諸表)並びに連結会計年度(事業年度)に係る連結財務諸表(財務諸表)から適用するとされた。また、これらに合わせて連結財規、財規、開示府令及び関連ガイドラインが平成 18 年 4 月及び 12 月に改正されたことから、今回のテキスト本は「第 5 経理の状況」及びそれ以外の事項にわたり大幅に改正されているが、経理の状況に係る改正点については、平成 18 年 10 月の半期報告書の作成要領に係るセミナーにおいて基本的な解説を行っていることから(「季刊会計基準」2006 年 12 月号、ディスクロージャー・フォーラム「半期報告書の作成要領について(平成 18 年 9 月中間期提出用)」166 頁以下を参照)、本稿では、主として経理の状況以外の事項に係る改正点を中心に解説し、経理の状況については有価証券報告書に係る改正点、適用初年度の留意点等を解説する。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

2. 事業の状況に関する事項

(1) 対処すべき課題

「第一部 企業情報」「第 2 事業の状況」「3 対処すべき課題」の記載に係る第三号様式記載上の注意(11)は、「第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。」としているが、平成 18 年 12 月の改正により記載上の注意(32)に、なお書きが追加されて、「基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第 127 条各号に掲げる事項を記載する

こと。」とされた。

ここでいう「基本方針」とは、第二号様式記載上の注意(12)mに定義がおかれているが、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」とされている。また、会社法施行規則第 127 条にも同様の定義がおかれており、同条は、「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めている場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。」と規定して、1号から3号までに基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組み、買収防衛策を掲げている。つまり、会社が基本方針を定めている場合には、事業報告で記載すべき基本方針の内容等を有価証券報告書においても記載することとされた。

なお、記載上の注意(32)は、第二号様式から第三号様式への読み替え規定の適用により、「対処すべき課題」の記載時点を「当連結会計年度末」現在としているが、制度の趣旨から考えて、基本方針や買収防衛策についてその後に決議された事項があり、新たに決議された内容に重要性がある場合には、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられる。

（2）経営上の重要な契約等

「第2 事業の状況」「5 経営上の重要な契約等」の記載に係る第三号様式記載上の注意（12）は、「第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。」としており、記載上の注意(33)は、aにおいて吸収合併又は新設合併が行われる場合について規定し、以下、bは重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、dは株式交換又は株式移転、eでは吸収分割又は新設分割が行われる場合について規定しているが、平成18年12月に改正されている。はじめに、aの合併に係る規定の改正点を以下に確認しておく。

① 改正前規定には、「連結会社以外の会社（連結財務諸表を作成していない場合には他の会社）と合併し又は合併契約を締結した場合には」とあったが、改正によってこの文言が削除されたため、改正後は、合併が連結会社間又は連結会社以外の会社との間で行われるかどうかを問わず、重要性が乏しいものを除いて、すべて記載することになった。

② 合併契約等がどの段階まで進めば記載するかについて、改正前規定は、「合併し又は合併契約を締結した場合には」記載することとしていたが、改正後は、「吸収合併又は新設

合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には」記載することとされたことから、合併契約の締結等が行われていなくとも、当該契約等が機関決定されている場合には記載することとされた。また、

③ 記載すべき事項も、改正前は、「合併の目的、条件、引継資産・負債の状況等について記載すること。」とされていたが、これらの項目に加えて新たに「吸収合併消滅会社となる会社等・・・の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社等・・・の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに・・・当該吸収合併等の後の吸収合併存続会社となる会社等の資本金・事業の内容等について記載すること。」とされた。次に述べるcを除く合併以外のb、eの規定についてもほぼ同様の改正が行われている。

また、記載上の注意(33)cは、「事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること・・・」としている。これらについては、連結会社間の契約を記載の対象外とする明文規定はなかったが、合併等に係る改正前規定に連結会社間の契約を記載の対象外とする明文規定がおかれていたことから、従来、営業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等についても、連結会社間の場合、一般的には記載しなくとも差し支えないものと考えられ、これまでテキスト本にはその旨を記載してきた。しかし、すでに見た様に、記載上の注意(33)の改正によって、合併等については、重要性が乏しいものを除いて、すべて記載することとされたため、「事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等」についても同様に扱うことが適当であると考えられる。

3. 提出会社の状況に関する事項

(1) 株式の総数等

会社法施行に伴い、会社が発行する株式の内容を会社法の規定の範囲で自由に定めることができるようになったが、これに合わせ「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(1) 株式の総数等」に係る第三号様式記載上の注意(17)が改正されている。

記載上の注意(17)bは、「②【発行済株式】」に係る様式の「種類」の欄の記載を定めているが、会社が会社法第108条（異なる種類の株式）第1項各号に掲げる事項について、「異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を

記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。」と改正された。

また、記載上の注意(17)d は、現物出資が行われた場合の記載を定めていたが、会社法における金銭以外の財産を出資の目的とする場合の規定に合わせ「金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。」とされた。

(2) 新株予約権等の状況

会社法施行に伴い、会社は保有する新株予約権のうち自己新株予約権を行使できないことが明確化されたが、これに合わせて「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(2) 新株予約権等の状況」の様式に「新株予約権のうち自己新株予約権の数」、「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の各欄が追加された。(資料 1)

記載上の注意も改正され、記載上の注意(17-2) a に「新株予約権のうち自己新株予約権の数」が追加された。また、記載上の注意(17-2) e により、「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載することとされた。

この他、(17-2) d により、「代用払込みに関する事項」の欄には、「金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。」が明確化された。

また、(17-2) f が追加され、「会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。」とされた。

(3) ライツプランの内容

平成18年12月の改正により、「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(3) ライツプランの内容」の様式と第三号様式記載上の注意(17-3) が新たに追加され、「・・・「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。」とされた。(資料 2)

記載上の注意(17-3) a のなお書きにより、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。」とされていることから、記載

が重複する場合には、決議年月日、付与対象者、取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を記載することとなる。

なお、(17-3) bは、「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。」としていることから、いわゆる事前警告型の買収防衛策を採用している場合は、前に述べた「第2 事業の状況」「3 対処すべき課題」に記載することになる。

また、「ライツプランの内容」は、事業年度末日現在において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合に記載するものと考えられるが、制度の趣旨から考えて、その後の決議により当該新株予約権が付与され、その内容に重要性がある場合には、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられる。

(4) スtock・オプション制度の内容

「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」、「(8)ストックオプション制度の内容」に係る第三号様式記載上の注意(22)は、「第二号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。」としているが、これに係る様式及び第二号様式記載上の注意(43)が改正されている。(資料3)

様式には、「代用払込みに関する事項」、「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の各欄が追加された。また、記載上の注意(43) bのなお書きにより、「(2)新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。」とされている。

なお、第二号様式記載上の注意(43) aの改正前規定には、取締役、使用人等に対して「特に有利な条件で」新株予約権証券を付与(・・・)という文言がおかれていたが、改正により削除されたことから、ストック・オプションについては、特に有利な条件で付与されたか否かを問わず記載することとされた。

(5) 自己株式の取得等の状況

会社法施行に伴い、自己株式の取得に係る規定が整備されて、自己株式の取得が可能な場合が明確化されたが（会社法第155条）、平成18年4月、これに合わせ「2 自己株式の取得等の状況」の様式及び記載上の注意が大幅に改正されている。

「自己株式の取得等の状況」については、様式が定められており、「(1)【株主総会決議による取得の状況】」、「(2)【取締役会決議による取得の状況】」、「(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】」（ただし、この項目のみ様式が定められていない）及び「(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】」について、第二号様式記載上の注意(46)から(49)に従って、記載することとなる。（資料4）

はじめに、「(1)【株主総会決議による取得の状況】」、「(2)【取締役会決議による取得の状況】」の記載については、第三号様式記載上の注意(23)により、「当事業年度及び当事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間（この様式において「当期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。・・・」とされている。

新たな記載事項のため、「(1)【株主総会決議による取得の状況】」について、以下に記載内容を確認しておく。

様式の1行目には、株主総会における「決議日」、自己株式の「取得期間」、「株式の総数」（＝授権株式数）、「価額の総額」（＝授権株式総額）を記載する。

2行目の「当事業年度前における取得自己株式」の欄は、当該取得の決議が当事業年度前に行われている場合にのみ記載することとなる。記載事例は、平成17年の決議のため、「当事業年度前における取得自己株式」の欄に数字が入っているが、平成18年4月以降の決議の場合には、「－」となる。3行目の「当事業年度における取得自己株式」の欄は、当事業年度に取得した株式数及び価額の総額を記載する。

「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、記載上の注意(46)bにより、「授権株式数」から当事業年度及び当事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（＝残存授権株式数）を記載する。「価額の総額」も同様に、「授権株式総額」から取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（＝残存授権株式総額）を記載することになる。

次の「当事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、上の欄で算出した「残存授権株式数」を「授権株式数」で除して計算した割合及び「残存授権株式総額」を「授権株式総額」で除して計算した割合を記載することとされている。

二重線で区切られたその次の欄には、「当期間における取得自己株式」を記載し、その下の「提出日現在の未行使割合」の欄には、上の欄で算出した「残存授権株式数」から当期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を「授権株式数」で除して計算した割合を記載する。「価額の総額」も同様に記載する。

「(2)【取締役会決議による取得の状況】」の記載についても、第二号様式記載上の注意(47)に従って同様に記載することになる。これらの取得の状況については、自己株式の取得の事由ごと、株式の種類ごと、そして決議ごとに記載することになる。

また、記載上の注意(23)のなお書きにより、「株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。」とされている。

続いて、「(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】」の記載については、記載上の注意(48)に規定されており、その内容を「(1)【株主総会決議による取得の状況】」に準じて記載することとされている。しかし、未行使割合の記載が不要であること、取得事由や株式数等に関し重要性が乏しいと思われることから、当事業年度前における取得自己株式の記載は不要であると考えられる。また、取得事由ごとの記載ではなく、まとめて記載することも考えられる。従ってこの場合には、「当事業年度における取得自己株式」及び「当期間における取得自己株式」のみを記載することになると思われる。実際の記載にあたっては、「(1)【株主総会決議による取得の状況】」に係る様式を準用し、該当項目のみを記載する方法（非該当項目は「－」とする）又は様式を準用せず該当項目のみを抜き出して記載する方法が考えられる。

「(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】」の記載については、記載上の注意(49)により、取得の事由ごとに区別せず記載するものと考えられる。また、当事業年度の「保有自己株式数」の欄は、当事業年度末日現在において保有する自己株式について記載

し、当期間の「保有自己株式数」の欄は、報告書提出日現在に保有するものについて記載することとされている。

なお、「自己株式の取得等の状況」は、記載上の注意により、報告書提出日現在の記載が求められているが、単元未満株式の買取り請求に見られる様に、実務上、提出日現在の状況を正確に記載することが困難な場合も考えられ、その場合に例えば、「当期間における取得自己株式には平成 19 年〇月〇日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません」等の注記により対応することが考えられる。

また、「自己株式の取得等の状況」に、記載すべき項目がない場合の記載方法について、様式上の記載項目であることから、当該各項目の見出し（「(1)【株主総会決議による取得の状況】」等）及び「該当項目はない」旨の記載を求められるが、その場合、様式の表そのものは記載を省略できると考えられる。

(6) 配当政策

会社法施行に伴い、事業年度ごとの配当の回数制限がなくなるとともに、定款に定めることにより剰余金の配当の決定を取締役に委ねることができることになった。また、配当財産が金銭以外の財産であるときについての手続きが整備されたことから、これらに合わせて第三号様式記載上の注意 (29) a が改正され、次の事項を「第 4 提出会社の状況」 「3 配当政策」に新たに記載することとされた：

- ① 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針
- ② 配当の決定機関
- ③ 取締役会設置会社は、会社法第 454 条第 5 項に定める「中間配当」をすることができる旨を定款で定めることができるとされているが、これを定めたときはその旨

また、記載上の注意 (29) b が改正され、当事業年度に「剰余金の配当」をしたときは、「当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。」とされた。平成 18 年 9 月中間期の中間配当、平成 19 年 3 月期の期末配当を実施した場合の記載事例を掲げたが、当事業年

度の剰余金の配当は、基準日ベースでとらえ記載することになる。 (資料 5)

(7) 役員 の 状 況

会社法施行に伴い、取締役の任期は選任後2年以内（ただし、委員会設置会社の取締役の任期は1年）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているが、定款又は株主総会決議によってその任期を短縮することができることとされている。また、監査役についても、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているが、定款又は株主総会決議によってその任期を短縮することができることとされている。

これに対応して「5 役員 の 状 況」に係る様式に「任期」の欄が追加されたが、ここには、例えば、「〇年〇月から〇年」のように、それぞれの役員の任期（期間）を記載することが適当と考えられる。 (資料 6)

(8) コーポレート・ガバナンスの状況

「6 コーポレート・ガバナンスの状況」の記載に係る第二号様式記載上の注意(52—2)が改正されている。まず、記載上の注意(52—2)aに、なお書きが追加され、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で、いわゆる責任限定契約を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載することとされた。

また、記載上の注意(52—2) f が追加され、「定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。」とされた。記載上の注意(52—2) g も追加されており、「株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。」とされた。

この他、記載上の注意(52—2)aにより、役員報酬の内容に関する記載が求められているが、これまで役員報酬の内容として、例えば、役員報酬の金額を記載し、取締役と監査役に分けて記載するなど細分化して記載することも投資家にとって有用であると思われるとしてきた。しかし、会社法施行に伴い、会社の事業報告において役員の報酬等の総額を記

載するほか、各役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載することとされたことから（会社法施行規則第121条第4号、第5号）、「コーポレート・ガバナンスの状況」において記載する役員報酬の内容についても報酬等の額だけでなく、会社法の事業報告で記載した内容を記載することが考えられる。

なお、記載上の注意（52—2）dにおいて、「監査業務に係る補助者の構成・・・」について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされている。これまで、会計士補が監査業務に補助者として従事した場合、コーポレート・ガバナンスの状況の「会計監査の状況」において、「・・・監査業務に係る補助者は、公認会計士〇名、会計士補〇名であり、・・・」という具合に記載することができた。しかし、平成18年から新しい公認会計士試験制度（1段階2回試験方式）が始ったことに伴い、新試験合格者は会計士補を名づけることができないことになったため、新試験合格者が監査業務に補助者として従事した場合に会計士補に代わる適当な名称がないことになる。そこで「会計士補」に「等」をつけ、新試験合格者が監査業務の補助者として従事した場合をここに含めることが考えられる。

4. 経理の状況に関する事項

（1）冒頭記載

平成18年4月25日、26日及び12月26日付で連結財規及び財規が改正されているため、財務諸表の表示方法が財規等の改正に伴って変更された場合のガイドラインである、開示ガイドライン5—21に従って、冒頭記載に「前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。」旨を記載している。連結財務諸表を作成していない場合についても、同様の冒頭記載としている。（資料 7）

（2）株主資本等変動計算書

「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等の適用に伴い、当事業年度から株主資本等変動計算書及び注記事項を記載しなければならないが、以下に適用初年度の留意点及び注記事項に係る作成上のポイントに追加した点を述べる。

適用初年度の株主資本等変動計算書には、前期決算の利益処分として行われた役員賞与及び剰余金の配当が記載されるが、そのことを明らかにするため、「平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目である。」旨を注記する方法、あるいは、定時株主総会における利益処分項目としてまとめて記載した上で、注記によりその内訳を明らかにする方法等が考えられる。(資料 8-1)

また、個別の株主資本等変動計算書について、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の適用初年度においては、平成 19 年 3 月期の決算手続として、税務上の圧縮積立金等の積立て及び取崩しを行った場合には、税務上の損金・益金の算入時期を明らかにするため、平成 18 年 6 月の定時株主総会で決議した税務上の圧縮積立金等の積立て及び取崩しとは区別して本表に記載するか、あるいは、定時株主総会における利益処分項目としてまとめて記載し、注記によりその内訳を明らかにするものと考えられる。(資料 8-2)

連結株主資本等変動計算書の注記事項に係る「作成上のポイント」に次の点を追加している：

① ストック・オプション又は自社株式オプションとして付与された新株予約権については、「ストック・オプション等関係」の注記事項に記載され、「連結株主資本等変動計算書関係」の注記事項（「2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項」）においては、連結財規第 79 条第 2 項により、新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の目的となる株式の数は記載を要しないとされていることから提出会社のストック・オプションとしての新株予約権についてこれらの欄は「－」となり、当連結会計年度末残高のみを記載することになる。(資料 8-3)

② 新株予約権の注記対象には、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションは含まれるが、一括法により負債に計上されている、いわゆる転換社債型新株予約権付社債は含まれないとされている。ただし、権利行使された場合の増加株式数が、発行済株式総数に対して重要な影響を与える可能性がある場合もあることから、新株予約権相当額が純資産の部に計上されているかどうかにかかわらず、転換社債型新株予約権付社債など発行済株式総数に重要な影響を与える可能性があるものについて、注記を行うことは妨げないとされている（「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」第 24 項）。

(3) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「企業結合に係る会計基準」の適用及び関連する連結財規等の改正に伴い、営業権のうち
のれんに相当するもの及び連結調整勘定は、「のれん及び負ののれん」として表示・償却さ
れることから、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に掲げた「連結調整勘
定の償却に関する事項」が当連結会計年度の欄は「－」となり、「のれん及び負ののれんの
償却に関する事項」は、当連結会計年度から記載が始まる。

また、会社法施行に伴い、利益処分はなくなったことから、「利益処分項目等の取扱いに
関する事項」は、当連結会計年度から「－」となる。 (資料 9)

(4) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

① 役員賞与に関する会計基準の適用

「役員賞与に関する会計基準」は、会社法施行日以後終了する事業年度の間会計期間(当
該事業年度に係る株主総会で決議(委員会設置会社にあつては報酬委員会の決定)される
役員賞与)から適用するとされている。事業年度末を迎え実際に役員賞与引当金を計上
するケースも少なくないものと考えられるが、この場合には、貸借対照表の負債の部に
「役員賞与引当金」を計上するとともに、当該役員賞与引当金を「引当金明細表」に記載
することとなる。また、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱うことになる。

(資料 10)

② 棚卸資産の評価に関する会計基準の早期適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」は平成18年7月5日に公表され、平成20年4月
1日以後開始する事業年度から適用されるが、早期適用することができるとされている。
平成18年12月26日付連結財規の改正において、これに合わせ連結財規第53条(たな卸
資産の帳簿価額の切下げに関する記載)の規定が整備され、「通常の販売の目的をもって
所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該
切下額(・・・)は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を
付した科目をもって区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸
高を帳簿価額の切下げ後の金額によって計上し、その旨及び当該切下額を注記することを
妨げない。」とされた。注記の方法によるものを記載事例として掲げた。

なお、早期適用した場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱うことになる。(資料 11-1、11-2)

③ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等が当事業年度から適用されており、その適用初年度においては会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことになる。(資料 12)

記載事例には、「当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。」旨のなお書きが付されている。これは、新会計基準の適用に合わせ連結財規等が改正され、資本の部から純資産の部へと記載内容が大幅に変更されているので、冒頭記載のほかに、会計方針の変更の記載においても投資者に対して変更されている旨を明らかにしたほうが望ましいのではないかと考えられたことによる。

④ 会計方針の変更の記載

会社法施行に伴い、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」をはじめ「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準が相次ぎ公表されたことから、これらの適用により「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当する場合が増えている。これに合わせて連結財規ガイドライン 14 及び財規ガイドライン 8 の 3 が改正され、会計方針の変更に関する記載の明確化が図られている。すなわち、「会計基準及び法令の改正等（以下「会計基準等の改正」という）に伴い、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合において、当該連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、連結財規第 14 条（個別の場合は財規第 8 条の 3）の規定による記載を要しない。」とされた。

また、会計方針の変更が財務諸表に与えている影響について規定している、財規ガイドライン 8 の 3-1 が改正され、改正前規定におかれていた「当期末処分利益」という文言が削除され、「当期純損益」という文言が加えられた。

連結財務諸表に係る同旨の規定は、従来から、連結財規ガイドライン 14-2 におかれていたが、これによれば「営業損益、経常損益、税金等調整前当期純損益、当期純損益又は

その他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となったことをいうものとする。・・・影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目及びその差異の金額を明らかにするものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。」とされている。

今回は、株主資本等変動計算書の導入に合わせて、財規ガイドライン 8 の 3-1 の規定振りを連結財規ガイドライン 14-2 の規定に合わせる改正が行われた。

(5) 注記事項

① スtock・オプション等関係

「Stock・オプション等に関する会計基準」は、会社法施行日以後に付与されるStock・オプション等について適用されている。以下に、有価証券報告書におけるStock・オプション等関係の注記事項について解説する。

連結財規第 15 条の 10 (財規第 8 条の 15 (第 9 項を除く) を準用) は、Stock・オプションに関する注記について、「前条の規定 (=Stock・オプション等の付与又は交付に関する注記に係る規定) のほか、Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。」として、1 号から 9 号までに次の事項を掲げている。

- 一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
- 二 株式の種類別のStock・オプションの数
(イ 付与数 から ト 前連結会計年度末及び当連結会計年度末における権利確定後の未行使残数までの事項)
- 三 付与日
- 四 権利確定条件 (権利確定条件が付されていない場合にはその旨)
- 五 対象勤務期間 (対象勤務期間の定めがない場合にはその旨)
- 六 権利行使期間
- 七 権利行使価格
- 八 付与日における公正な評価単価
- 九 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使時の株価の平均値

また、中間連結財務諸表に係る同旨の規定である、中間連結財規第 17 条の 3（中間財規第 5 条の 9（第 4 項を除く）を準用）によれば、「(前条の規定のほか、) 中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。・・・」と記載対象を限定しているが、連結財規第 15 条の 10（財規財規第 8 条の 15（第 9 項を除く）を準用）にはこの様な限定がないため、各会計期間において存在したすべてのストック・オプションについて記載することになる。

これらの記載事例を「2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」「(1) スtock・オプションの内容」及び「(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況」の「① スtock・オプションの数」として掲げている。また、財規第 8 条の 15 第 1 項第 7 号から第 9 号に掲げる事項は、「②単価情報」に記載事例を掲げた。

(資料 13)

なお、「(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況」に掲げた記載事例は、財規第 8 条の 15 第 2 項により、契約単位又は複数契約を集約して記載する方法のいずれかの方法で記載しなければならないとされている。

この他、財規第 8 条の 15 第 4 項により、「当事業年度に付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションについては、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しなければならない。・・・」とされている。

また、同条第 5 項により、「ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければならない。」とされているので、これらの記載事例を「3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法」、「4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法」に掲げた。

② 発行済株式総数、自己株式の注記

連結貸借対照表関係の注記事項において、「5 発行済株式数」、「6 自己株式」の注記は、連結株主資本等変動計算書の記載事項とされたことから、当連結会計年度から不要となる。個別貸借対照表の注記も同様に不要となる。

(資料 14)

③ 期末日が休日の場合の満期手形の会計処理

期末日の3月31日は土曜日にあたり金融機関の休日となるので、当連結会計年度末日（当事業年度末日）の満期手形に係る会計処理について注記した場合の記載事例を示した。

（資料 14）

④ 配当制限、資本の欠損の注記

旧商法では、配当制限及び資本の欠損の注記が求められていたが、会社法では、分配可能利益の計算方法が変り、損益計算書を通して計上される評価益は分配可能利益から減額されなくなったこと、また、繰延資産については貸借対照表から把握可能であることなどの理由によりこれらの注記は求められていない。同様の理由から、財規においても、個別貸借対照表の注記事項において、会社法による配当制限及び資本の欠損の注記は求めないこととされた。ただし、会社法以外の法律の規制又は契約による制限を受けている場合には記載することになる。

（資料 15）

（6）最近公表の会計基準等

① 平成18年12月の連結財規の改正により連結財規第43条の2第2項が追加され、同条第1項に掲げるその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金及び為替換算調整勘定のほか、評価・換算差額等の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目で掲記することができるとされた。

② 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号）が、平成18年8月11日に公表され、公表日以後に終了する事業年度から適用されて、「株式交付費（新株の発行又は自己株式の処分に係る費用）は、原則として、支出時に費用（営業費用）として処理する。」こととされた。これに合わせ平成18年12月に財規等が改正され、科目の名称が新株発行費から株式交付費に変更された。

ただし、適用直前事業年度の貸借対照表に新株発行費が計上されている場合には、連結財規第32条第2項（連結財規第23条第2項を準用）、個別の場合は財規第37条第2項（財規第17条第2項を準用）の適用により、当該新株発行費の償却が終了するまでの間、新株発行費の科目をもって表示することができることになる。

③ 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」

（実務対応報告第 20 号）が平成 18 年 9 月 8 日に公表され、公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用するとされている。

また、投資事業組合への出資（証取法第 2 条第 2 項の規定により、みなし有価証券に該当するもの）について、この実務対応報告を適用した結果、子会社又は関連会社とされる場合には、個別財務諸表において、投資事業組合への出資（証取法第 2 条第 2 項の規定により、みなし有価証券に該当するもの）は、「その他の関係会社有価証券」として表示することになると考えられる。

④ 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 10 号）、
「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（同第 6 号）の改正及び「税効果会計に関する Q&A」が平成 19 年 3 月 29 日に日本公認会計士協会から公表され、公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度から適用されている。

⑤ 会社法及び関連法務省令等に対応すべき事項を検討し、従来の租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する記述を整理するとともに、企業会計上の引当金である役員退職慰労金引当金等に関して、現状の会計慣行を踏まえた監査上の留意事項を追加し、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（監査第一委員会報告第 42 号）の改正が日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）から公表された。この改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用されるが、同日前に開始する事業年度から適用することができるとされている。

⑥ 「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 15 号）が平成 19 年 3 月 29 日に公表されており、その適用時期については、「平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結期間を含む。）から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度から適用することができる。」とされている。

5. その他の改正事項

(1) 主要な経営指標等の推移

「第一部 企業情報」「第 1 企業の概況」におけるハイライト情報の「(2) 提出会社の経営指標等」、「1 株当たり配当額」の記載に係る第二号様式記載上の注意(25) b(j)が、会社法施行に伴い改正され、「1 株当たり配当額(会社法第 453 条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第 454 条第 5 項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。以下同じ。)」とされた。ここに記載する配当額は、支払日ベースでなく、基準日ベースで記載する。

また、記載上の注意(25) c のまた書きでは、「1 株当たり配当額」の記載に併せて、1 株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。」としているが、会社法第 454 条第 5 号に規定された中間配当の金額を内書きすることになる。

この他、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等の適用に伴い、ハイライト情報に掲げた純資産額が前連結会計年度末の純資産額から大きく変動している場合には、脚注により「純資産額の算定にあたり、平成 19 年 3 月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用している。」旨を記載することが望ましいと考えられる。

なお、繰延ヘッジ損益の金額が当期末の純資産額に含まれることになった結果、1 株当たり純資産額に重要な影響を与えている場合には、その旨を記載することが望ましいと考えられる。

(2) 提出会社の株式事務の概要

「第 6 提出会社の株式事務の概要」の様式及びこれに係る第二号様式記載上の注意(69)が改正されている。

改正前様式の各欄の見出しが、「決算期」、「中間配当基準日」、「代理人」、「公告掲載新聞名」から、「事業年度」、「剰余金の配当の基準日」、「株主名簿管理人」、「公告掲載方法」に改正された。

(資料 16)

記載上の注意(69)b になお書きが追加され、「基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。」とされた。

また、記載上の注意(69) f が追加され、「定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。」とされた。この他、記載上の注意(69) g も追加され、「定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日から 8 週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。」とされている。

(3)提出会社の親会社等の情報

近年、上場会社の親会社等に対する情報開示が強化され、上場会社に親会社等がある場合、当該親会社等は平成 18 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から（＝3 月期の場合 19 年 3 月期）、「親会社等状況報告書」を親会社等の事業年度終了後 3 月以内に提出しなければならないこととされた。

ここでいう「親会社等」については、証取法第 24 条の 7 第 1 項に定義がおかれているが、上場会社の議決権の過半数を所有している、有価証券報告書提出会社でない会社をいうとされており、当該親会社等は、内閣府令に定めるところにより、当該親会社等の事業年度ごとに、親会社等状況報告書を、当該事業年度経過後 3 月以内（当該親会社等が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一方、有価証券報告書の提出会社は、平成 17 年 3 月期から有価証券報告書において、親会社等の情報の開示が求められてきたが、親会社等による「親会社等状況報告書」の提出が義務付けられたことに伴い、有価証券報告書における親会社等の情報に係る記載が変ることになった。「第 7 提出会社の参考情報」「1 提出会社の親会社等の情報」に係る第三号様式記載上の注意 (49) によれば、「法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。」とされていることから、適用初年度の記載パターンは次のいずれかになると思われる。

① 親会社がない場合：

「法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等はない。」旨を記載することになる。

(資料 1 7 - 1)

② 親会社があり、かつ、有報提出時に親会社等状況報告書が提出されている場合：

「法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等は、〇〇〇〇株式会社である。」旨を記載することになる。

(資料 1 7 - 2)

③ 親会社があり、かつ、有報提出時に親会社等状況報告書が提出されていない場合：

この場合について、平成 18 年 4 月 25 日付内閣府令第 52 号附則第 4 条第 12 項に経過措置が設けられており、この附則の適用初年度に提出される有価証券報告書に限り、附則第 12 項 a に掲げる当該親会社等の名称等の各事項を記載することとされている。

(資料 17-3)

なお、有価証券報告書の提出会社が上場会社でない場合には、法第 24 条の 7 の規定は有価証券報告書の提出子会社が上場会社である場合にのみ適用されるため、例えば、「当社は上場会社でないため法第 24 条の 7 第 1 項の規定の適用がない。」等の記載とすることが適当と考えられる。

(4) その他の参考情報

「2 その他の参考情報」に係る第三号様式記載上の注意 (49-2) によれば、「当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。」とされている。

法第 25 条第 1 項は、内閣総理大臣が受理した届出書、報告書等の公衆縦覧について定め、第 8 号には「親会社等状況報告書」が掲げられているが、当該報告書は親会社等から提出される書類であるため、「その他の参考情報」の記載対象とはならないと考えられる。

以上

【資料1】新株予約権等の状況（会社法に基づく新株予約権を発行している場合）

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行している。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	〇〇〇	〇〇〇
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
新株予約権の行使時の払込金額（円）	〇〇〇	同左
新株予約権の行使期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 〇〇〇 資本組入額 〇〇〇	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

【資料2】ライツプランの内容

当社は、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成〇〇年〇月〇日
付与対象者	-----
新株予約権の数 (個)	X, XXX
新株予約権の目的となる株式の種類	-----
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	X, XXX
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	X, XXX
新株予約権の行使期間	自 平成〇〇年〇月〇日 至 平成〇〇年〇月〇日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 XXX 資本組入額 XXX
新株予約権の行使の条件	-----
新株予約権の譲渡に関する事項	-----
取得条項に関する事項	-----
信託の設定の状況	-----
代用払込みに関する事項	—

【資料3】ストックオプション制度の内容（会社法に基づくストックオプション制度を採用している場合）

(8) 【ストックオプション制度の内容】	
決議年月日	平成 18 年〇月〇日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 〇〇 当社勤続××年以上の管理職 〇〇 子会社△△△株式会社の取締役 〇〇
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	〇〇〇, 〇〇〇
新株予約権の行使時の払込金額（円）	〇〇〇
新株予約権の行使期間	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りでない。。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

【資料4】自己株式の取得等の状況

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
株主総会 (平成17年〇〇月〇〇日)での決議状況 (取得期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日)	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度前における取得自己株式	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度における取得自己株式	XX, XXX	XX, XXX, XXX
残存授権株式の総数及び価額の総額	XX, XXX	XX, XXX, XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
取締役会 (平成18年〇〇月〇〇日)での決議状況 (取得期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日)	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	XX, XXX	XX, XXX, XXX
残存決議株式の総数及び価額の総額	XX, XXX	XX, XXX, XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	X, XXX	X, XXX, XXX
当期間における取得自己株式	XXX	XXX, XXX

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額(円)	株式数 (株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	XXX, XXX	—	XXX, XXX	—

【資料5】 配当政策

なお、第〇〇期の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月〇日 取締役会決議	XX	X
平成19年6月〇日 定時株主総会決議	XX	XX

【資料6】 役員の状況（監査役を設置する会社の場合）

5 【役員の状況】							
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長	代表取締役	〇〇 〇〇	昭和 〇年 〇月 〇日生	昭和 〇年 〇月 昭和 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月	当社入社 企画部長 取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役社長就任（現） 〇〇〇株式会社代表取締役 社長就任（現）	-----	XXX
～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～
監査役	常勤	〇〇 〇〇	昭和 〇年 〇月 〇日生	昭和 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月	当社入社 当社取締役就任 〇〇株式会社常務取締役就任 当社監査役就任（現）	-----	0
～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～	～～～ ～～～
計							XXX

(注) 1. 専務取締役〇〇〇〇は取締役社長〇〇〇〇の配偶者であり、取締役〇〇〇〇は同社長の長男である。
2. 監査役〇〇〇〇は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。

【資料7】経理の状況

冒頭記載

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

前連結会計年度（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

【資料 8 - 1】 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 18 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	xxx	xxx			xxx
剰余金の配当 (注)			△ xxx		△ xxx
剰余金の配当			△ xxx		△ xxx
役員賞与 (注)			△ xxx		△ xxx
当期純利益			xxx		xxx
自己株式の処分		xxx		xxx	xxx
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
平成 19 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx

	評価・換算差額等					新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計			
平成 18 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	—	xxx	△ xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								xxx
剰余金の配当 (注)								△ xxx
剰余金の配当								△ xxx
役員賞与 (注)								△ xxx
当期純利益								xxx
自己株式の処分								xxx
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	xxx	xxx	—	△ xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx
連結会計年度中の 変動額合計 (百万円)	xxx	xxx	—	△ xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx
平成 19 年 3 月 31 日残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目である。

【資料 8-2】株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

	株 主 資 本														
	資本金	資本剰余金			利益剰余金									自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計				
						中間配当積立金	海外投資等損失準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金		繰越利益剰余金			
平成 18 年 3 月 31 日 残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx
事業年度中の変動額															
新株の発行	xxx	xxx		xxx											xxx
特別償却準備金の 積立 (注)								xxx				△ xxx	—		—
特別償却準備金の 取崩 (注)								△ xxx				xxx	—		—
特別償却準備金の 積立								xxx				△ xxx	—		—
特別償却準備金の 取崩								△ xxx				xxx	—		—
固定資産圧縮積立 金の積立 (注)									xxx			△ xxx	—		—
固定資産圧縮積立 金の取崩 (注)									△ xxx			xxx	—		—
固定資産圧縮積立 金の積立									xxx			△ xxx	—		—
固定資産圧縮積立 金の取崩									△ xxx			xxx	—		—
別途積立金の取崩 (注)											△ xxx	xxx	—		—
剰余金の配当 (注)												△ xxx	△ xxx		△ xxx
剰余金の配当												△ xxx	△ xxx		△ xxx
役員賞与 (注)												△ xxx	△ xxx		△ xxx
当期純利益												xxx	xxx		xxx
自己株式の処分			xxx											xxx	xxx
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額 (純額)															
事業年度中の変動額 合計 (百万円)	xxx	xxx	xxx	xxx	—	xxx	xxx	xxx	xxx	△ xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
平成 19 年 3 月 31 日 残高 (百万円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目である。

【資料 8-3】注記事項（連結株主資本等変動計算書関係）

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結 会計年度増加	当連結 会計年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 （親会社）	平成 17 年新株予約権	普通株式	xxx	-	xxx	xxx	xx
	平成 18 年新株予約権 （自己新株予約権）	普通株式	- -	xxx (xx)	xx (xx)	xxx (xx)	xxx (x)
	ストック・オプション としての新株予約権			-			xx
連結子会社				-			xx
合 計				-			xxx (x)

- (注) 1. 平成 17 年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものである。
 2. 平成 18 年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものである。
 3. 平成 18 年新株予約権及び自己新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものである。
 4. 平成 18 年自己新株予約権の増加は、新株予約権の取得によるものである。
 5. 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

【資料9】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	○社○年間、○社○年間、その他については○年間～○年間の均等償却を行っている。	—
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—	○社○年間、○社○年間、その他については○年間の定額法により償却を行っている。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。	—

【資料 10】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用し、役員賞与引当金を計上した場合）

	前連結会計年度 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	—	<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>②役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上している。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号 平成 17 年 11 月 29 日)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【資料 1 1 - 1】注記事項（連結損益計算書関係：「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用して帳簿価額の切下額を注記する場合）

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 （ 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日 ）</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 （ 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日 ）</p>
<p>※○ ー</p>	<p>※○ 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。</p> <p style="text-align: right;">XXX 百万円</p>

【資料 1 1 - 2】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用した場合）

	前連結会計年度 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>④たな卸資産 主として総平均法による原価法</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>④たな卸資産</p> <p>ア. 通常の販売目的で保有するたな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>イ. トレーディング目的で保有するたな卸資産時価法</p> <p>-----</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日）が平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【資料 1 2】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用した場合）

前連結会計年度 （自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）
—	<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日）を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、〇〇〇, 〇〇〇百万円である。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>

【資料13】(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

一般管理費の株式報酬費用 26百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役12名	当社の取締役17名	当社の取締役17名
株式の種類別のストックオプションの数 (注)	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成14年6月29日	平成16年6月29日	平成18年6月29日
権利確定条件	付与日(平成14年6月29日)以降、権利確定日(平成16年6月28日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成16年6月29日)以降、権利確定日(平成18年6月28日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年6月29日)以降、権利確定日(平成20年6月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成14年6月29日 平成16年6月28日	平成16年6月29日 平成18年6月28日	平成18年6月29日 平成20年6月28日
権利行使期間	権利確定後3年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より6か月以内まで行使可能。	権利確定後3年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より6か月以内まで行使可能。	権利確定後3年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より6か月以内まで行使可能。

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成19年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

(契約ごとに記載する場合)

① ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	XX, XXX	—
付与	—	—	XX, XXX
失効	—	X, XXX	—
権利確定	—	XX, XXX	—
未確定残	—	—	XX, XXX
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	XX, XXX	—	—
権利確定	—	XX, XXX	—
権利行使	XX, XXX	XX, XXX	—
失効	—	—	—
未行使残	XX, XXX	XX, XXX	—

② 単価情報

権利行使価格(円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
行使時平均株価(円)	X, XXX	X, XXX	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	XXX

(複数の契約を集約して記載する場合)

①ストック・オプションの数

権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	XX, XXX
付与	XX, XXX
失効	X, XXX
権利確定	XX, XXX
未確定残	XX, XXX
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	XX, XXX
権利確定	XX, XXX
権利行使	XX, XXX
失効	—
未行使残	XXX, XXX

②単価情報

	権利行使	未決済残
権利行使価格 (円)	X, XXX	X, XXX
行使時平均株価 (円)	X, XXX	
付与日における公正な評価単価 (円)	—	XXX

(注) 公正な評価単価は、平成 18 年ストック・オプションの単価である。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成 18 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成 18 年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	XX%
予想残存期間 (注) 2	○年○か月
予想配当 (注) 3	X 円/株
無リスク利子率 (注) 4	X.XX%

(注) 1. 3 年 6 か月間 (平成 15 年 1 月から平成 18 年 6 月まで) の株価実績に基づき算定した。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っている。
3. 平成 18 年 3 月期の配当実績による。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りである。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

【資料14】注記事項（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)				
※5 当社の発行済株式総数は、普通株式〇,〇〇〇,〇〇〇千株である。	※5 —				
※6 連結会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する自己株式の数は、普通株式〇〇〇千株である。	※6 —				
※7 —	<p>※7 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれている。</p> <table data-bbox="909 582 1340 660"> <tr> <td>受取手形</td> <td>XXX 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>XXX "</td> </tr> </table>	受取手形	XXX 百万円	支払手形	XXX "
受取手形	XXX 百万円				
支払手形	XXX "				

【資料 15】注記事項（貸借対照表関係：金融商品の時価評価に伴う配当制限の注記）

前事業年度 (平成 18 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 19 年 3 月 31 日)
7 配当制限 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は〇〇〇百万円である。	7 —

注記事項（貸借対照表関係：資本の欠損がある場合）

前事業年度 (平成 18 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 19 年 3 月 31 日)
8 資本の欠損の額は〇〇〇百万円である。	8 —

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券、10,000株券、1,000株券及び1,000株未満の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区〇〇X丁目X番X号 〇〇信託銀行株式会社 証券代行部 〇〇信託銀行株式会社 全国各支店 東京都中央区〇〇X丁目X番X号 〇〇信託銀行株式会社 無料 印紙税相当額
株券喪失登録に伴う 手数料	1. 喪失登録 1件につき〇〇〇円 2. 喪失登録株券 1枚につき〇〇〇円
単元未満株式の 買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・売渡し 手数料	東京都中央区〇〇X丁目X番X号 〇〇信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区〇〇X丁目X番X号 〇〇信託銀行株式会社 〇〇信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項なし

記載事例（当事業年度末後の株主総会で電子公告制度採用の定款変更を行った場合）

公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

（注）平成19年6月〇日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、会社の公告方法は次のとおりとなった。

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。当社の公告掲載URLは次のとおり。http://www.xxxxxxxx.html

【資料 17-1】 提出会社の親会社等の情報（法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等がない場合）

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等はない。

【資料 17-2】 提出会社の親会社等の情報（法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等から、親会社等状況報告書が提出されている場合）

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等は、〇〇〇〇〇株式会社である。

【資料 17-3】提出会社の親会社等の情報（法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等から、親会社等状況報告書が提出されていない場合）

1 【提出会社の親会社等の情報】

(1) 親会社等の名称

〇〇〇〇〇株式会社

(2) 株式の所有者別状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

区分	株式の状況（1 単元の株式数 X, XXX 株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	X	—	X	—	—	XX	XXX	—
所有株式数（単元）	—	XX	—	XX	—	—	XXX	XXX	—
所有株式数の割合（%）	—	XX. XX	—	XX. XX	—	—	XX. XX	XXX. XX	—

(3) 大株主の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
〇〇 〇〇	東京都杉並区	XXX	XX. XX
△△ △△	東京都杉並区	XX	X. XX
□□ □□	東京都世田谷区	XX	X. XX
株式会社A興業	東京都渋谷区〇〇5丁目3番16号	XX	X. XX
株式会社B不動産	東京都杉並区〇〇〇1丁目3番1号	XX	X. XX
C信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目22番地	XX	X. XX
×× ××	東京都中央区	XX	X. XX
D商事株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目1番3号	XX	X. XX
E工業有限会社	大阪府吹田市〇〇6丁目32番地	XX	X. XX
F産業株式会社	東京都港区六本木〇丁目〇番〇号	XX	X. XX
計	—	XXX	XX. XX

- (注) 1. 前事業年度末では主要株主でなかった株式会社A興業は、当事業年度末現在では主要株主となっている。
 2. D商事株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第 67 条規定により議決権を有していない。
 3. F産業株式会社は、平成 19 年 4 月 1 日に株式会社Fコーポレーションに商号変更されている。

(4) 役員 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役 社 長	代表 取締役	〇〇 〇〇	昭和〇年 2月16日 生	昭和 〇年 〇月 昭和 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月	〇〇〇〇〇株式会社入社 企画部長 取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役社長就任(現) 〇〇株式会社 代表取締役社長就任(現)	-----	XXX
～～ ～～	～～ ～～	～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～
監査役	常勤	〇〇 〇〇	昭和〇年 1月30日 生	昭和 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月	〇〇〇〇〇株式会社入社 取締役就任 〇〇株式会社常務取締役就任 監査役就任(現)	-----	0
～～ ～～	～～ ～～	～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～
計							XXX

- (注) 1. 専務取締役〇〇〇〇は取締役社長〇〇〇〇の配偶者であり、取締役〇〇〇〇は同社長の長男である。
 2. 監査役〇〇〇〇は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。

(5) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書等

当社の親会社等に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付している。また、監査役の監査報告書及び会計監査人の監査報告書も添付している。